

# 平成29年度 共同募金運動 結果報告

赤い羽根募金 平成29年10月1日～平成30年3月31日  
165,391,046円

歳末たすけあい募金 平成29年12月1日～12月25日  
44,351,054円

共同募金は長崎県のまちをよくするために使われています。



## 子育て支援や児童虐待防止のために

子育てに悩むお母さんたちが増えています。共同募金は、子育てで悩んでいる親や身近に相談できる仲間がいない親子が集い、楽しい時間を過ごし、悩みの解消や仲間づくりなどの場を提供するための子育てサロン活動や情報誌を通じた啓発事業など、虐待を防止するための活動にも助成しています。

## 子どもたちの安全を守る活動のために

犯罪などに巻き込まれる子供たちが増えています。共同募金は、犯罪や交通事故から子供たちを守るために、新1年生に対する黄色い帽子や黄色い傘、防犯ブザーの配布、子供の遊び場の整備などにも助成しています。

## ハンディをお持ちの方々を支援するために

ハンディがある人もない人も同じ社会の一員として共に生きる地域づくりが求められています。共同募金は、当事者団体の活動を支えるとともに社会福祉施設の設備整備や利用者の送迎用車両の整備を通して、障がい者の社会参加を支援するための活動にも助成しています。

## 地域で孤立している方々のために

地域で孤立している人たちが増えていることも大きな課題となっています。「社会的孤立」を防止するために、多様な活動が行われていますが、共同募金は、住民助け合いマップ作成、サロン・会食活動、在宅介護者支援活動、また「ひきこもり」の青少年の社会参加を支援するための活動にも助成しています。

## 貧困対策のために

地域で経済的困窮の状態にある生活困窮者が増えています。共同募金は、生活困窮者が緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった時に食糧などを現物支給する事業、また低所得世帯に対する年末見舞金支給や生活困窮者相談支援事業にも助成しています。

## 地震など災害時の被災者の方々を支えます

地震など大きな災害が増えています。共同募金は、火災などによる見舞金の支給や災害時のボランティア活動を支えるために災害ボランティアセンターの運営も支えています。

長崎県では、東日本大震災に766万円を、熊本地震災害には270万円を被災県に拠出し、ボランティアの活動を通じて被災者の方々を支援しています。

共同募金への寄付には税制上の優遇措置があります。

個人の寄付

2,000円を超える寄付の場合

所得税・住民税に係る控除を受けられます。詳しくは長崎県共同募金会のホームページをご覧ください。

法人の寄付

株式会社などの法人の場合は、寄付される金額について「全額損金」となります。※共同募金会が発行する専用の領収書が必要となります。

社会福祉法人 長崎県共同募金会

〒852-8104

長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター内  
TEL 095-846-8682 FAX 095-846-8565